

半期報告書

(第142期中)

自 平成14年 4 月 1 日
至 平成14年 9 月 30 日

株式会社 横 浜 銀 行

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

E D I N E Tによる提出書類は一部の例外を除きHTMLファイルとして作成することとされており、当行ではワードプロセッサファイルの元データをHTMLファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本書はその変換直前のワードプロセッサファイルを原版として印刷されたものであります。

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 業績等の概要	4
2 生産、受注及び販売の状況	18
3 対処すべき課題	18
4 経営上の重要な契約等	18
5 研究開発活動	18
第3 設備の状況	19
1 主要な設備の状況	19
2 設備の新設、除却等の計画	19
第4 提出会社の状況	20
1 株式等の状況	20
(1) 株式の総数等	20
(2) 新株予約権等の状況	22
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	24
(4) 大株主の状況	24
(5) 議決権の状況	25
2 株価の推移	26
3 役員の状況	26
第5 経理の状況	27
1 中間連結財務諸表等	28
(1) 中間連結財務諸表	28
① 中間連結貸借対照表	28
② 中間連結損益計算書	31
③ 中間連結剰余金計算書	32
④ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	33
(2) その他	60
2 中間財務諸表等	61
(1) 中間財務諸表	61
① 中間貸借対照表	61
② 中間損益計算書	64
(2) その他	78
第6 提出会社の参考情報	79
第二部 提出会社の保証会社等の情報	80

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成14年12月20日
【中間会計期間】	第142期中（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 平澤 貞昭
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
【電話番号】	(045) 225-1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部グループ長 野澤 康隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋2丁目8番2号 株式会社横浜銀行東京支店
【電話番号】	(03) 3272-4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長 前川 純治
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行東京支店 （東京都中央区日本橋2丁目8番2号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成12年度 中間連結会計期間	平成13年度 中間連結会計期間	平成14年度 中間連結会計期間	平成12年度	平成13年度
		(自 平成12年 4月1日 至 平成12年 9月30日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成12年 4月1日 至 平成13年 3月31日)	(自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日)
連結経常収益	百万円	173,926	160,021	140,999	340,114	310,707
連結経常利益	百万円	23,788	9,474	3,684	49,588	33,626
連結中間純利益	百万円	13,260	6,185	2,046	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	26,507	19,852
連結純資産額	百万円	447,891	445,270	445,560	454,894	451,267
連結総資産額	百万円	10,636,843	10,272,672	10,145,536	10,740,067	10,764,882
1株当たり純資産額	円	305.94	303.36	303.58	311.87	308.66
1株当たり中間純利益	円	11.08	5.43	1.79	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	22.12	16.24
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	—	5.43	1.41	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円	—	—	—	—	15.15
連結自己資本比率（国 内基準）	%	10.05	10.32	10.98	9.59	10.72
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△32,645	△225,995	△522,607	89,664	319,711
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	22,972	201,516	△208,850	△5,491	432,088
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	△57,185	21,554	△17,101	△129,484	75,507
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	220,157	238,821	320,506	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	241,759	1,069,096
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	5,159 〔3,660〕	4,628 〔3,456〕	4,118 〔4,326〕	4,730 〔3,680〕	4,202 〔4,461〕

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、（中間）期末連結純資産額から「（中間）期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、（中間）期末発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

3. 平成13年度以前の1株当たり当期純利益及び1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、（中間）期中平均発行済普通株式数（「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く）で除して算出しております。

4. 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」（以下、「1株当たり情報」という。）の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

6. 平成12年度中間連結会計期間及び平成12年度の潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益は転換株式等潜在株式がないため記載しておりません。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第140期中	第141期中	第142期中	第140期	第141期
決算年月		平成12年9月	平成13年9月	平成14年9月	平成13年3月	平成14年3月
経常収益	百万円	146,417	134,348	118,162	284,184	260,450
経常利益	百万円	23,902	10,594	4,995	48,838	34,277
中間純利益	百万円	13,444	7,009	2,988	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	26,974	20,461
資本金	百万円	184,799	184,799	184,803	184,799	184,799
発行済株式総数	千株	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000	普通株式 1,138,624 優先株式 200,000
純資産額	百万円	442,877	441,677	442,858	450,793	447,585
総資産額	百万円	10,471,817	10,153,365	10,054,022	10,555,051	10,655,212
預金残高	百万円	8,775,699	8,660,064	8,658,683	8,887,635	9,113,849
貸出金残高	百万円	7,823,169	7,773,943	7,727,241	7,801,193	7,735,016
有価証券残高	百万円	1,414,718	1,183,670	1,110,941	1,444,412	931,526
1株当たり中間配当額	円	普通株式 2.50 第一回優先株式 2.83 第二回優先株式 4.73	普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —	普通株式 — 第一回優先株式 — 第二回優先株式 —	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46	普通株式 5.00 第一回優先株式 5.66 第二回優先株式 9.46
単体自己資本比率（国内基準）	%	10.02	10.17	10.87	9.51	10.54
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	4,096 〔3,027〕	3,754 〔2,825〕	3,350 〔456〕	3,887 〔3,043〕	3,452 〔2,022〕

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、情報処理業務を営む浜銀システムサービス株式会社とクレジットカード業務を営む株式会社はまぎんジェーシービーを解散しました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当行の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

浜銀システムサービス株式会社および株式会社はまぎんジェーシービー（清算により当中間連結会計期間より連結の範囲から除外）

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成14年9月30日現在

	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数（人）	3,879 [4,243]	68 [46]	171 [37]	4,118 [4,326]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員4,385人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成14年9月30日現在

従業員数（人）	3,350 [456]
---------	----------------

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員466人を含んでおりません。
 なお、取締役を兼任しない執行役員8人を含んでおります。
 2. 臨時従業員数は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
 3. 当行の従業員組合は、横浜銀行従業員組合と称し、組合員数は3,272人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当中間連結会計期間のわが国経済を振り返りますと、海外経済の回復などに伴う輸出の増加を受けて企業の在庫調整が進捗し、鉱工業生産が回復基調で推移するなど、景気は緩やかに持ち直しました。しかしながら、国内需要に関しては、雇用・所得環境が依然として厳しいことや、企業の設備過剰感が根強いことなどを背景に、個人消費や設備投資は全体的に弱い動きが継続し、こうしたなかで、夏場以降は米国経済の減速懸念やわが国の株式相場下落などから、景気の先行きに対する不透明感が強まりました。

金融面を見ますと、短期金利は日本銀行の潤沢な資金供給を受けて低位安定的に推移しました。一方、長期金利は国内投資家の資金運用難を背景に概ね低下基調で推移しましたが、9月下旬には政府のデフレ対策の策定を受けた国債の増発懸念などから一時上昇する場面もありました。

神奈川県経済につきましては、輸出の増加を受けて工業生産は底入れに向けた動きがみられましたが、個人消費や設備投資など県内最終需要の基調が依然として弱いことから、総じて足取りの重い展開となりました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、以下のとおりとなりました。

預金は、当中間連結会計期間中4,578億円減少し、当中間連結会計期間末残高は8兆6,412億円となりました。

譲渡性預金は、当中間連結会計期間中51億円増加し、当中間連結会計期間末残高は982億円となりました。

貸出金は、当中間連結会計期間中35億円減少し、当中間連結会計期間末残高は7兆5,899億円となりました。

有価証券は、当中間連結会計期間中1,652億円増加し、当中間連結会計期間末残高は1兆1,189億円となりました。

総資産は、当中間連結会計期間中6,193億円減少し、当中間連結会計期間末残高は10兆1,455億円となりました。

損益につきましては、経常収益は、前中間連結会計期間に比べ190億2千2百万円減少し、1,409億9千9百万円となりました。

また、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ132億3千3百万円減少し、1,373億1千4百万円となりました。以上により、当中間連結会計期間は、経常利益が前中間連結会計期間に比べ57億9千万円減少し、36億8千4百万円、中間純利益は前中間連結会計期間に比べ41億3千9百万円減少し、20億4千6百万円となりました。

また、国内基準による連結自己資本比率は、10.98%となりました。

次に、事業の業種別セグメントの業績は、以下のとおりです。

1. 銀行業

経常収益は、金利が依然低水準で推移したことなどにより、資金運用収益が減少したことなどから、前中間連結会計期間に比べ157億2千8百万円減少し、1,183億9千7百万円、経常費用は、預金利息の減少による資金調達費用の減少や株式の減損処理額が減少したこと等により、前中間連結会計期間に比べ103億9千4百万円減少し、1,132億9千3百万円となりました。その結果、経常利益は、前中間連結会計期間に比べ53億3千4百万円減少し、51億3百万円となりました。

2. リース業

経常収益は、リース料収入が減少したことなどにより、前中間連結会計期間に比べ28億4千3百万円減少し、200億7百万円となりました。また、経常費用は、リース原価の減少や経費の削減に努めた結果、前中間連結会計期間に比べ28億2千7百万円減少し、200億円となりました。その結果、経常利益は前中間連結会計期間に比べ1千6百万円減少し、7百万円となりました。

3. その他

経常収益は、前中間連結会計期間に比べ4億7千2百万円減少し、52億3千6百万円、経常費用は、前中間連結会計期間に比べ5億4千1百万円増加し、72億2千2百万円となり、その結果、経常損失が19億8千6百万円（前中間連結会計期間は経常損失9億7千3百万円）となりました。

・キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の中間期末残高は、預金及び市場からの資金調達が減少したものの、貸出金の減少等により、前中間連結会計期間に比べ816億8千5百万円増加し、3,205億6百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金が減少し、市場からの資金調達も削減したこと等により、前中間連結会計期間に比べ2,966億1千2百万円減少し、5,226億7百万円の支出となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の取得等により、前中間連結会計期間に比べ4,103億6千6百万円減少し、2,088億5千万円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、劣後特約付社債の償還等により、前中間連結会計期間に比べ386億5千5百万円減少し、171億1百万円の支出となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の国内の資金運用収支は、貸出金利息を中心に、802億円となり、海外の資金運用収支は、該当がなかった結果、資金運用収支は、802億円となりました。

国内の役務取引等収支は、手数料収入を中心に、144億円となり、海外の役務取引等収支は、該当がなかった結果、役務取引等収支は、144億円となりました。

国内の特定取引収支は、商品有価証券収益を中心に、3億円となり、海外の特定取引収支は、該当がなかった結果、特定取引収支は、3億円となりました。

国内のその他業務収支は、有価証券関連収益を中心に、83億円となり、海外のその他業務収支は、該当がなかった結果、その他業務収支は、83億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	83,616	—	—	83,616
	当中間連結会計期間	80,215	—	—	80,215
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	102,802	148	127	102,822
	当中間連結会計期間	89,018	73	45	89,046
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	19,185	148	127	19,206
	当中間連結会計期間	8,802	73	45	8,830
役務取引等収支	前中間連結会計期間	14,820	—	—	14,820
	当中間連結会計期間	14,495	—	—	14,495
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	17,878	7	1	17,884
	当中間連結会計期間	18,065	6	2	18,068
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,058	7	1	3,064
	当中間連結会計期間	3,569	6	2	3,572
特定取引収支	前中間連結会計期間	238	—	—	238
	当中間連結会計期間	389	—	—	389
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	258	—	—	258
	当中間連結会計期間	454	—	—	454
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	19	—	—	19
	当中間連結会計期間	65	—	—	65
その他業務収支	前中間連結会計期間	5,762	—	—	5,762
	当中間連結会計期間	8,354	—	—	8,354
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	28,342	—	—	28,342
	当中間連結会計期間	28,789	—	—	28,789
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	22,579	—	—	22,579
	当中間連結会計期間	20,434	—	—	20,434

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。

「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定につきましては、平均残高は、貸出金及び有価証券を中心に、8兆8,731億円となり、利息は、890億円となった結果、利回りは、2.00%となりました。

一方、資金調達勘定につきましては、平均残高は、預金を中心に、9兆226億円となり、利息は、88億円となった結果、利回りは、0.19%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,096,865	102,802	2.25
	当中間連結会計期間	8,873,148	89,018	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,430,144	84,293	2.26
	当中間連結会計期間	7,373,330	77,558	2.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,393,398	11,736	1.67
	当中間連結会計期間	1,184,426	9,626	1.62
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	84,906	1,036	2.43
	当中間連結会計期間	139,366	468	0.67
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,518	0	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	135,960	2,302	3.37
	当中間連結会計期間	127,170	1,079	1.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,119,756	19,185	0.41
	当中間連結会計期間	9,022,647	8,802	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	8,539,906	9,334	0.21
	当中間連結会計期間	8,615,939	2,450	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	114,387	68	0.12
	当中間連結会計期間	52,403	15	0.05
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	140,731	75	0.10
	当中間連結会計期間	1,052	2	0.53
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,999	0	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	283,595	3,498	2.46
	当中間連結会計期間	240,890	2,576	2.13

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	10,649	148	2.77
	当中間連結会計期間	5,998	73	2.44
うち貸出金	前中間連結会計期間	10,649	148	2.77
	当中間連結会計期間	5,998	73	2.44
うち有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間連結会計期間	10,649	148	2.77
	当中間連結会計期間	5,998	73	2.44
うち預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—

- (注) 1. 海外連結子会社の平均残高は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（%）
		小計	相殺消去額（△）	合計	小計	相殺消去額（△）	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	9,107,514	10,650	9,096,863	102,950	127	102,822	2.25
	当中間連結会計期間	8,879,147	6,000	8,873,147	89,091	45	89,046	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	7,440,793	10,649	7,430,144	84,441	127	84,313	2.26
	当中間連結会計期間	7,379,329	5,998	7,373,330	77,632	45	77,586	2.09
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,393,398	1	1,393,397	11,736	—	11,736	1.67
	当中間連結会計期間	1,184,426	1	1,184,425	9,626	—	9,626	1.62
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	84,906	—	84,906	1,036	—	1,036	2.43
	当中間連結会計期間	139,366	—	139,366	468	—	468	0.67
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	1,518	—	1,518	0	—	0	0.01
うち預け金	前中間連結会計期間	135,960	—	135,960	2,302	—	2,302	3.37
	当中間連結会計期間	127,170	—	127,170	1,079	—	1,079	1.69
資金調達勘定	前中間連結会計期間	9,130,406	10,650	9,119,756	19,333	127	19,206	0.42
	当中間連結会計期間	9,028,646	5,999	9,022,646	8,876	45	8,830	0.19
うち預金	前中間連結会計期間	8,539,906	0	8,539,905	9,334	—	9,334	0.21
	当中間連結会計期間	8,615,939	0	8,615,938	2,450	—	2,450	0.05
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	114,387	—	114,387	68	—	68	0.12
	当中間連結会計期間	52,403	—	52,403	15	—	15	0.05
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	140,731	—	140,731	75	—	75	0.10
	当中間連結会計期間	1,052	—	1,052	2	—	2	0.53
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	6,999	—	6,999	0	—	0	0.00
うち借入金	前中間連結会計期間	283,595	10,649	272,946	3,498	127	3,370	2.46
	当中間連結会計期間	240,890	5,998	234,891	2,576	45	2,531	2.14

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益につきましては、預金・貸出業務及び為替業務を中心に、180億円となりました。一方、役務取引等費用につきましては、35億円となりました。

この結果、役務取引等収支は、144億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	17,878	7	1	17,884
	当中間連結会計期間	18,065	6	2	18,068
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	6,507	—	—	6,507
	当中間連結会計期間	7,334	—	—	7,334
うち為替業務	前中間連結会計期間	6,011	—	—	6,011
	当中間連結会計期間	6,006	—	—	6,006
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	1,833	—	—	1,833
	当中間連結会計期間	1,676	—	—	1,676
うち代理業務	前中間連結会計期間	1,394	—	—	1,394
	当中間連結会計期間	1,200	—	—	1,200
うち保護預り・貸金 庫業務	前中間連結会計期間	16	—	—	16
	当中間連結会計期間	31	—	—	31
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,320	—	—	1,320
	当中間連結会計期間	1,426	—	—	1,426
役務取引等費用	前中間連結会計期間	3,058	7	1	3,064
	当中間連結会計期間	3,569	6	2	3,572
うち為替業務	前中間連結会計期間	1,009	—	—	1,009
	当中間連結会計期間	1,025	—	—	1,025

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は、商品有価証券収益を中心に、454百万円となり、一方、国内の特定取引費用は、特定金融派生商品費用のみで、65百万円となりました。

また、海外の特定取引収益及び特定取引費用はありませんでした。

この結果、特定取引収支は、389百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	258	—	—	258
	当中間連結会計期間	454	—	—	454
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	242	—	—	242
	当中間連結会計期間	449	—	—	449
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	15	—	—	15
	当中間連結会計期間	4	—	—	4
特定取引費用	前中間連結会計期間	19	—	—	19
	当中間連結会計期間	65	—	—	65
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	19	—	—	19
	当中間連結会計期間	65	—	—	65

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

② 特定取引資産・負債の内訳 (末残)

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は、商品有価証券を中心に、509億円となり、一方、国内の特定取引負債は、特定金融派生商品のみで、45億円となりました。

また、海外の特定取引資産及び特定取引負債は残高がありませんでした。

この結果、特定取引資産は、509億円となり、特定取引負債は、45億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	37,280	—	—	37,280
	当中間連結会計期間	50,910	—	—	50,910
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	31,921	—	—	31,921
	当中間連結会計期間	46,515	—	—	46,515
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	3	—	—	3
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	5,354	—	—	5,354
	当中間連結会計期間	4,394	—	—	4,394
特定取引負債	前中間連結会計期間	5,488	—	—	5,488
	当中間連結会計期間	4,543	—	—	4,543
うち商品有価証券派生商品	前中間連結会計期間	5	—	—	5
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品	前中間連結会計期間	5,483	—	—	5,483
	当中間連結会計期間	4,543	—	—	4,543

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高 (末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	8,641,281	—	0	8,641,280
	当中間連結会計期間	8,641,288	—	0	8,641,287
流動性預金	前中間連結会計期間	4,000,350	—	—	4,000,350
	当中間連結会計期間	4,868,733	—	—	4,868,733
定期性預金	前中間連結会計期間	4,351,426	—	—	4,351,426
	当中間連結会計期間	3,593,630	—	—	3,593,630
その他	前中間連結会計期間	289,504	—	0	289,503
	当中間連結会計期間	178,924	—	0	178,923
譲渡性預金	前中間連結会計期間	175,413	—	—	175,413
	当中間連結会計期間	98,231	—	—	98,231
総合計	前中間連結会計期間	8,816,694	—	0	8,816,693
	当中間連結会計期間	8,739,519	—	0	8,739,518

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4. 「相殺消去額」には内部取引金額等を表示しております。

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況 (残高・構成比)

業種別	平成13年9月30日		平成14年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	7,640,413	100.00	7,587,075	100.00
製造業	1,138,116	14.90	1,045,377	13.78
農業	7,983	0.10	7,926	0.10
林業	62	0.00	55	0.00
漁業	4,326	0.06	3,573	0.05
鉱業	7,160	0.09	7,303	0.10
建設業	468,935	6.14	402,894	5.31
電気・ガス・熱供給・水道業	15,601	0.20	14,760	0.19
運輸・通信業	310,678	4.07	350,039	4.61
卸売・小売業、飲食店	923,843	12.09	822,345	10.84
金融・保険業	370,425	4.85	401,895	5.30
不動産業	857,144	11.22	780,372	10.29
サービス業	893,306	11.69	797,478	10.51
地方公共団体	94,026	1.23	81,109	1.07
その他	2,548,804	33.36	2,871,943	37.85
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,277	100.00	2,915	100.00
政府等	470	11.00	191	6.55
金融機関	—	—	—	—
その他	3,806	89.00	2,724	93.45
合計	7,644,690	—	7,589,991	—

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、海外連結子会社であります。

② 外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成13年 9 月30日	インドネシア共和国	289
	アルジェリア民主人民共和国	1
	合計	290
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成14年 9 月30日	—	—
	合計	—
	（資産の総額に対する割合：％）	(—)

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業およびこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前中間連結会計期間	213,308	—	—	213,308
	当中間連結会計期間	217,879	—	—	217,879
地方債	前中間連結会計期間	260,859	—	—	260,859
	当中間連結会計期間	271,949	—	—	271,949
社債	前中間連結会計期間	377,634	—	—	377,634
	当中間連結会計期間	332,813	—	—	332,813
株式	前中間連結会計期間	270,776	—	—	270,776
	当中間連結会計期間	210,488	—	—	210,488
その他の証券	前中間連結会計期間	73,936	—	1	73,935
	当中間連結会計期間	85,773	—	1	85,772
合計	前中間連結会計期間	1,196,515	—	1	1,196,514
	当中間連結会計期間	1,118,905	—	1	1,118,903

（注） 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、海外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3. 「相殺消去額」には、当行及び子会社間の資本連結等に伴い相殺消去した金額を記載しております。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要 (単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	100,909	98,858	△2,051
経費 (除く臨時処理分)	47,726	45,670	△2,056
人件費	20,914	17,990	△2,924
物件費	23,903	24,849	946
税金	2,907	2,830	△77
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	53,182	53,187	5
一般貸倒引当金繰入額	—	1,950	1,950
業務純益	53,182	51,236	△1,946
うち債券関係損益	1,153	2,568	1,415
臨時損益	△42,588	△46,241	△3,653
株式関係損益	△23,729	△19,272	4,457
不良債権処理損失	18,865	24,514	5,649
貸出金償却	16,343	22,712	6,369
個別貸倒引当金繰入額	—	731	731
債権売却損失引当金繰入額	2,149	606	△1,543
延滞債権等売却損	290	222	△68
その他	82	240	158
その他の臨時損益	6	△2,454	△2,460
経常利益	10,594	4,995	△5,599
特別損益	△286	△458	△172
うち動産不動産処分損益	△359	△483	△124
税引前中間純利益	10,308	4,537	△5,771
法人税、住民税及び事業税	67	53	△14
法人税等調整額	3,231	1,494	△1,737
中間純利益	7,009	2,988	△4,021

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

7. 前中間会計期間の貸倒引当金繰入額は取崩超過につき、特別利益に計上しております。

なお、特別利益を含めた不良債権処理損失は18,795百万円であります。

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.11	1.93	△0.18
（イ）貸出金利回	2.21	2.06	△0.15
（ロ）有価証券利回	1.66	1.51	△0.15
(2) 資金調達原価 ②	1.28	1.13	△0.15
（イ）預金等利回	0.13	0.04	△0.09
（ロ）外部負債利回	1.34	2.16	0.82
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.83	0.80	△0.03

（注）1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE（単体）

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）	30.72	30.81	0.09
業務純益ベース	30.72	29.68	△1.04
中間純利益ベース	4.04	1.73	△2.31

（注）○ 業務純益ベース（一般貸倒引当金繰入前）は、下記算式により算出しております。

〔業務純益（一般貸倒引当金繰入前）－ 優先株式配当金総額〕× 2

× 100
 { (期首純資産額－期首発行済優先株式数×発行価額) + (期末純資産額－期末発行済優先株式数×発行価額) } ÷ 2

○ 業務純益ベースは、下記算式により算出しております。

(業務純益 － 優先株式配当金総額) × 2

× 100
 { (期首純資産額－期首発行済優先株式数×発行価額) + (期末純資産額－期末発行済優先株式数×発行価額) } ÷ 2

○ 中間純利益ベースは、下記算式により算出しております。

(中間純利益 － 優先株式配当金総額) × 2

× 100
 { (期首純資産額－期首発行済優先株式数×発行価額) + (期末純資産額－期末発行済優先株式数×発行価額) } ÷ 2

4. 預金・貸出金の状況（単体）

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金（末残）	8,660,064	8,658,683	△1,381
預金（平残）	8,558,146	8,631,646	73,500
貸出金（末残）	7,773,943	7,727,241	△46,702
貸出金（平残）	7,535,300	7,511,691	△23,609

(2) 預金者別預金残高 (国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	6,440,328	6,568,157	127,829
法人	1,863,518	1,732,770	△130,748
公金	257,399	209,379	△48,020
金融機関	98,400	148,375	49,975
合計	8,659,646	8,658,683	△963

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	2,502,974	2,740,935	237,961
住宅ローン残高	2,161,708	2,413,783	252,075
その他ローン残高	341,266	327,152	△14,114

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	6,156,775	6,051,581	△105,194
総貸出金残高 ②	百万円	7,769,665	7,724,326	△45,339
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	79.24	78.34	△0.90
中小企業等貸出先件数 ③	件	409,504	406,700	△2,804
総貸出先件数 ④	件	410,508	407,629	△2,879
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.76	99.77	0.01

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

5. 債務の保証（支払承諾）の状況（単体）

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数 (口)	金額 (百万円)	口数 (口)	金額 (百万円)
手形引受	31	259	26	86
信用状	740	5,163	427	3,570
保証	2,490	374,510	2,433	319,203
計	3,261	379,934	2,886	322,860

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

項目		平成13年9月30日	平成14年9月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,603	184,803
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	146,277	—
	連結剰余金	89,537	—
	資本剰余金	—	146,281
	利益剰余金	—	98,638
	連結子会社の少数株主持分	10,902	7,779
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の評価差損（△）	8,257	16,722
	自己株式（△）	—	172
	為替換算調整勘定	△0	0
	営業権相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	213	—
	計 (A)	422,851	420,607
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,515	25,088
	一般貸倒引当金	36,013	39,208
	負債性資本調達手段等	200,581	205,000
	うち永久劣後債務（注2）	80,000	80,000
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	120,581	125,000
	計	262,111	269,297
	うち自己資本への算入額 (B)	262,111	269,297
控除項目	控除項目（注4） (C)	3,581	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	681,380	689,054
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,259,188	5,984,548
	オフ・バランス取引項目	339,840	288,872
	計 (E)	6,599,028	6,273,421
連結自己資本比率（国内基準）= D/E × 100 (%)		10.32	10.98

(注) 1. 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第24条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

4. 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、および第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成13年 9 月30日	平成14年 9 月30日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	184,798	184,803
	うち非累積的永久優先株	50,000	50,000
	新株式払込金	—	—
	資本準備金	146,277	146,281
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	33,092	34,512
	任意積立金	40,219	52,363
	中間未処分利益	12,778	9,153
	その他	△0	0
	その他有価証券の評価差損（△）	8,656	16,718
	自己株式（△）	—	141
	営業権相当額（△）	—	—
	計 (A)	408,510	410,253
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
補完的項目	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	25,515	25,088
	一般貸倒引当金	32,774	37,407
	負債性資本調達手段等	200,581	205,000
	うち永久劣後債務（注2）	80,000	80,000
	うち期限付劣後債務および期限付優先株（注3）	120,581	125,000
	計	258,872	267,496
	うち自己資本への算入額 (B)	258,872	267,496
控除項目	控除項目（注4） (C)	3,581	851
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	663,801	676,898
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	6,236,927	5,985,237
	オフ・バランス取引項目	285,871	240,147
	計 (E)	6,522,798	6,225,384
単体自己資本比率（国内基準）＝D／E×100（％）		10.17	10.87

（注）1. 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第31条第1項第4号および第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成13年9月30日	平成14年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	861	765
危険債権	2,379	2,566
要管理債権	1,403	1,738
正常債権	77,331	75,597

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

金融界におきましては、景気の低迷が長引く環境の下で、業務の合理化や貸出金利の適正化を通じて収益力向上を目指す動きが活発化する一方、不良債権への取り組み強化が引き続き重要な課題となっており、各金融機関の金融サービスの充実ならびに経営体質の強化がより一層求められております。

こうした認識のもと、「経営の健全化のための計画」にもとづき、リージョナル・リテール業務への特化戦略をさらに進めることにより、経営の健全性を高め、お客さまから確固とした信頼を得るよう努めてまいります。

すなわち、地元でのリテール営業力の強化、リスク・コストに即した取引条件の精緻化、業務執行態勢の抜本的見直しによるローコストオペレーション態勢の確立等に当行グループ全体で積極的に取り組み、進展する情報化社会にも十分対応できる、収益性と効率性の高い銀行づくりを進め、稠密な店舗網等を利用した情報活用的高度化を通じて、地域のお客さまのニーズに合った良質な商品・サービスを提供するよう努めてまいります。また、引き続き不良債権の処理を着実に進めていく一方、地域経済の持続的な発展に寄与していくために、地元中小企業の再生支援に積極的に取り組んでまいります。

こうした努力をとおして、スリムで強靱な財務基盤をもつ「良質な銀行」となり、中期経営計画で掲げる「地域のお客さまに強く支持される銀行」の実現をめざしてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

① 銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	伊勢佐木町支店	横浜市中区	営業店舗 (移転)	—	441	平成14年 5月

② リース業

該当ありません。

③ その他

該当ありません。

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

① 銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額（百万円）				
当行	－	伊勢佐木町支店 ※	横浜市中区	旧店舗	276	541	110	1	652	－

※ 平成14年9月旧店舗売却

② リース業

該当ありません。

③ その他

該当ありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

① 銀行業

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	—	鶴川支店	東京都 町田市	移転	営業店舗	53	15	自己資金	平成15年 2月	平成15年 3月

② リース業

該当ありません。

③ その他

該当ありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	2,600,000,000
優先株式	400,000,000
計	3,000,000,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

当銀行の発行する株式の総数は、30億株とし、このうち26億株は普通株式、4億株は優先株式とする。ただし、普通株式につき消却があった場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） （平成14年9月30日）	提出日現在発行数（株） （平成14年12月20日）	上場証券取引所名	内容
普通株式	1,138,644,220	同左	東京証券取引所 （市場第1部）	(注) 1, 2
第一回優先株式	140,000,000	同左	—	(注) 3
第二回優先株式	60,000,000	同左	—	(注) 4
計	1,338,644,220	同左	—	—

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。

2. 提出日現在の発行数には、平成14年12月1日から半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換及び新株引受権方式のストックオプションの権利行使を含む）により発行された株式数は含まれておりません。

3. 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円66銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

② 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

④ 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円83銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

① 転換請求期間

平成13年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 転換価額

優先株式の普通株式への転換価額は505円40銭とする。

また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。

- (4) 普通株式への一斉転換条項
平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。
- (5) 議決権条項
法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (6) 新株引受権等
法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。
優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。
4. 第二回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 優先配当金
- ① 優先配当金
毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年9円46銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。
- ② 非累積条項
ある営業年度において、優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。
- ④ 優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円73銭の優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 普通株式への転換
- ① 転換請求期間
平成16年8月1日から平成21年7月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 転換価額
優先株式の普通株式への転換価額は505円40銭とする。
また、転換価額は、平成11年7月31日とその後平成20年7月31日までの毎年7月31日に修正される。ただし、今後時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や株式の分割により普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には転換価額を調整する。
- (4) 普通株式への一斉転換条項
平成21年7月30日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年7月31日をもって、優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、平成21年7月31日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とする。ただし、当該平均値が200円を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を200円で除して得られる数の普通株式となる。
- (5) 議決権条項
法令に定める場合を除き、優先株主は株主総会において議決権を有しない。
- (6) 新株引受権等
法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。
優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成11年6月25日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000	290,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	369	369
新株予約権の行使期間	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで	平成13年6月26日から 平成21年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 369 資本組入額 185	発行価格 369 資本組入額 185
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。

② 平成12年6月28日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,504,000	1,504,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	498	498
新株予約権の行使期間	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで	平成14年6月29日から 平成22年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 498 資本組入額 249	発行価格 498 資本組入額 249
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。

③ 平成13年6月27日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づく新株引受権

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,489,000	1,489,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	502	502
新株予約権の行使期間	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで	平成15年6月28日から 平成23年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 502 資本組入額 251	発行価格 502 資本組入額 251
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。

④ 平成14年6月26日開催の定時株主総会において決議されたストックオプションに基づき発行した新株予約権

	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,473	1,473
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,473,000	1,473,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	520	520
新株予約権の行使期間	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで	平成16年6月27日から 平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。	被付与者が取締役または 使用人の地位を失った後 も権利行使可能。 被付与者が死亡した場合 には相続人が行使可能。 その他の条件は当行と被 付与者との間で締結する 契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。	第三者に譲渡、質入その 他の処分をすることがで きない。

(注) 当行は旧商法に基づき転換社債を発行しております。当該転換社債の残高、転換価格及び資本組入額は次のとおりであります。

銘柄 (発行年月日)	中間会計期間末現在 (平成14年9月30日)			提出日の前月末現在 (平成14年11月30日)		
	残高(千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき円)	残高(千円)	転換価格 (円)	資本組入額 (1株につき円)
120%コールオプション 条項付第4回無担保転 換社債 (平成13年11月16日)	60,000,000	525	263	60,000,000	525	263

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月1日 ～ 平成14年9月30日	普通株式 20 優先株式 —	普通株式 1,138,644 優先株式 200,000	3,700	184,803,295	3,680	146,281,456

(注) 旧商法に基づくストックオプションの権利行使による当中間会計期間中の合計数・額であります。

(4) 【大株主の状況】

① 普通株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
UFJ信託銀行株式会社 信託勘定A口	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号	48,456	4.25
日本トラスティサービス 信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海1丁目8番11号	42,362	3.72
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町2丁目11番3号	42,131	3.70
明治生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	36,494	3.20
安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都新宿区西新宿1丁目9番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	36,494	3.20
第一生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオ フィスタワーZ棟)	36,494	3.20
日本生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	28,732	2.52
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティサービス 信託銀行株式会社)	東京都中央区築地7丁目18番24号 (東京都中央区晴海1丁目8番11号)	18,194	1.59
横浜丸魚株式会社	横浜市神奈川区山内町1番地	12,060	1.05
日本生命保険相互会社 特別勘定年金口	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号	10,780	0.94
計	—	312,197	27.41

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

UFJ信託銀行株式会社信託勘定A口	48,456千株
日本トラスティサービス信託銀行株式会社信託口	42,362千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	42,131千株

② 第一回優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	140,000	100.00
計	—	140,000	100.00

③ 第二回優先株式

平成14年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	100.00
計	—	60,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成14年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 140,000,000 第二回優先株式 60,000,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数 等」に記載しており ます。
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 294,000	—	株式の内容は「1. 株式等の状況」の 「(1) 株式の総数 等」に記載しており ます。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,131,623,000	1,131,601	同上
単元未満株式	普通株式 6,727,220	—	1単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,338,644,220	—	—
総株主の議決権	—	1,131,601	—

(注) 上記の「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が18千株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数18個は含まれておりません。

②【自己株式等】

平成14年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
（自己保有株式） 株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみ らい3丁目1番1号	294,000	—	294,000	0.02
計	—	294,000	—	294,000	0.02

（注） 上記のほか、株主名簿上は当行名義となっていますが、実質的に所有していない株式が4,000株あります。
当該株式は上記「① 発行済株式」の「完全議決権株式（その他）」の「株式数」の欄に含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数4個は含まれておりません。

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成14年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	482	511	529	555	522	535
最低（円）	445	447	476	494	467	449

（注） 最高・最低株価は東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

② 第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

③ 第二回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として証券業協会に登録されていません。

3【役員の状況】

（1）新任役員

該当ありません。

（2）退任役員

該当ありません。

（3）役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3. 前中間連結会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成13年4月1日 至平成13年9月30日）及び当中間会計期間（自平成14年4月1日 至平成14年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成13年 9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年 9月30日)		前連結会計年度の連結貸借 対照表 (平成14年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		290,247	2.83	391,342	3.86	1,109,666	10.31
コールローン及び買入手形		100,649	0.98	172,290	1.70	61,900	0.57
買入金銭債権		21,526	0.21	19,308	0.19	20,658	0.19
特定取引資産		37,280	0.36	50,910	0.50	52,310	0.49
有価証券	※1,7	1,196,514	11.65	1,118,903	11.03	953,716	8.86
貸出金	※2,3, 4,5,6, 7,8	7,644,690	74.42	7,589,991	74.81	7,593,463	70.54
外国為替	※6	8,346	0.08	7,168	0.07	10,294	0.10
その他資産	※7,9	213,488	2.08	102,862	1.01	258,074	2.40
動産不動産	※7, 10,11	237,692	2.31	226,244	2.23	230,935	2.14
繰延税金資産		152,506	1.48	147,929	1.46	147,824	1.37
連結調整勘定		213	0.00	—	—	156	0.00
支払承諾見返		475,756	4.63	418,318	4.12	436,138	4.05
貸倒引当金		△106,240	△1.03	△99,733	△0.98	△110,256	△1.02
資産の部合計		10,272,672	100.00	10,145,536	100.00	10,764,882	100.00

		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借 対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	8,641,280	84.12	8,641,287	85.17	9,099,005	84.52
譲渡性預金		175,413	1.71	98,231	0.97	93,150	0.87
コールマネー及び売渡手形	※7	5,553	0.06	242	0.00	1,773	0.02
特定取引負債		5,488	0.05	4,543	0.05	4,687	0.04
借入金	※7,12	264,510	2.57	226,008	2.23	241,210	2.24
外国為替		86	0.00	43	0.00	82	0.00
社債	※13	55,581	0.54	46,000	0.45	55,997	0.52
転換社債		—	—	—	—	60,000	0.56
新株予約権付社債		—	—	60,000	0.59	—	—
その他負債		143,377	1.40	163,712	1.61	267,688	2.49
退職給付引当金		193	0.00	75	0.00	71	0.00
債権売却損失引当金		21,325	0.21	8,468	0.08	14,295	0.13
偶発損失引当金		3,864	0.04	—	—	4,200	0.04
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		474	0.00	482	0.01	484	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	23,531	0.23	23,148	0.23	23,369	0.22
連結調整勘定		—	—	1,641	0.02	—	—
支払承諾		475,756	4.63	418,318	4.12	436,138	4.05
負債の部合計		9,816,438	95.56	9,692,204	95.53	10,302,156	95.70

		前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)		前連結会計年度の連結貸借 対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(少数株主持分)							
少数株主持分		10,963	0.11	7,771	0.08	11,458	0.11
(資本の部)							
資本金		184,799	1.80	—	—	184,799	1.71
資本準備金		146,277	1.42	—	—	146,277	1.36
再評価差額金	※10	33,170	0.32	—	—	32,942	0.31
連結剰余金		89,537	0.87	—	—	103,433	0.96
その他有価証券評価差額金		△8,318	△0.08	—	—	△15,943	△0.15
為替換算調整勘定		△0	△0.00	—	—	0	0.00
計		445,466	4.33	—	—	451,510	4.19
自己株式		△0	△0.00	—	—	△48	△0.00
子会社の所有する親会社株式		△195	△0.00	—	—	△195	△0.00
資本の部合計		445,270	4.33	—	—	451,267	4.19
資本金		—	—	184,803	1.82	—	—
資本剰余金		—	—	146,281	1.44	—	—
利益剰余金		—	—	98,758	0.97	—	—
土地再評価差額金	※10	—	—	32,604	0.32	—	—
その他有価証券評価差額金		—	—	△16,714	△0.16	—	—
為替換算調整勘定		—	—	0	0.00	—	—
自己株式		—	—	△172	△0.00	—	—
資本の部合計		—	—	445,560	4.39	—	—
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		10,272,672	100.00	10,145,536	100.00	10,764,882	100.00

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)		前連結会計年度の要約連結 損益計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益	※1	160,021	100.00	140,999	100.00	310,707	100.00
資金運用収益		102,822		89,046		193,838	
(うち貸出金利息)		(84,313)		(77,586)		(164,267)	
(うち有価証券利息配当 金)		(11,736)		(9,626)		(20,142)	
役務取引等収益		17,884		18,068		37,813	
特定取引収益		258		454		636	
その他業務収益		28,342		28,789		60,749	
その他経常収益		10,713		4,640		17,669	
経常費用		150,547	94.08	137,314	97.39	277,081	89.18
資金調達費用		19,206		8,830		30,578	
(うち預金利息)		(9,334)		(2,450)		(14,366)	
役務取引等費用		3,064		3,572		7,634	
特定取引費用		19		65		6	
その他業務費用		22,579		20,434		44,430	
営業経費		49,003		49,393		99,956	
その他経常費用		56,674		55,017		94,475	
経常利益		9,474	5.92	3,684	2.61	33,626	10.82
特別利益		107	0.07	871	0.62	196	0.06
特別損失		417	0.26	607	0.43	1,435	0.46
税金等調整前中間(当期) 純利益		9,163	5.73	3,949	2.80	32,387	10.42
法人税、住民税及び事業税		848	0.53	1,077	0.76	871	0.28
法人税等調整額		2,388	1.49	642	0.46	11,963	3.85
少数株主利益 (△は少数株主損失)		△258	△0.16	182	0.13	△299	△0.10
中間(当期)純利益		6,185	3.87	2,046	1.45	19,852	6.39

③【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度の連結剰余 金計算書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
連結剰余金期首残高		86,868	—	86,868
連結剰余金増加高		9	—	236
再評価差額金取崩に伴う剰余 金増加高		9	—	236
連結剰余金減少高		3,524	—	3,524
配当金		3,524	—	3,524
中間(当期)純利益		6,185	—	19,852
連結剰余金中間期末 (期末)残高		89,537	—	103,433
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		—	146,277	—
資本剰余金増加高		—	4	—
増資による新株の発行		—	3	—
自己株式処分差益		—	0	—
資本剰余金中間期末 (期末)残高		—	146,281	—
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		—	103,433	—
利益剰余金増加高		—	2,374	—
中間(当期)純利益		—	2,046	—
土地再評価差額金の取崩 による増加高		—	327	—
利益剰余金減少高		—	7,049	—
配当金		—	7,049	—
利益剰余金中間期末 (期末)残高		—	98,758	—

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 書 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期)純利益		9,163	3,949	32,387
減価償却費		18,878	16,998	36,814
連結調整勘定償却額		56	56	113
貸倒引当金の増加額		△9,293	△10,523	△5,277
投資損失引当金の増加額		△70	—	△70
債権売却損失引当金の増加額		△1,367	△5,826	△8,397
偶発損失引当金の増加額		86	△10	422
退職給付引当金の増加額		11	4	△110
資金運用収益		△102,822	△89,046	△193,838
資金調達費用		19,206	8,830	30,578
有価証券関係損益(△)		23,354	16,678	12,959
為替差損益(△)		961	3,091	△2,176
動産不動産処分損益(△)		358	412	1,335
特定取引資産の純増(△)減		81,425	1,400	66,395
特定取引負債の純増減(△)		282	△143	△519
貸出金の純増(△)減		75,443	3,472	126,670
預金の純増減(△)		△228,657	△457,718	229,067
譲渡性預金の純増減(△)		△27,157	5,081	△109,420
借入金(劣後特約付借入金を除く) の純増減(△)		△22,353	△15,202	△39,653
預け金(日銀預け金を除く)の純増 (△)減		425	△30,266	11,281
コールローン等の純増(△)減		107,661	△109,040	147,280
債券借入取引担保金の純増(△)減		—	—	△69,316
債券貸借取引支払保証金の純増 (△)減		—	69,316	—
コールマネー等の純増減(△)		△127,032	△1,531	△130,811
外国為替(資産)の純増(△)減		△677	3,125	△2,625
外国為替(負債)の純増減(△)		△75	△39	△79
資金運用による収入		109,678	101,610	208,413
資金調達による支出		△21,980	△11,284	△36,646
その他		△130,590	△25,219	15,945
小計		△225,083	△521,824	320,723
法人税等の支払額		△912	△782	△1,012
営業活動によるキャッシュ・フロー		△225,995	△522,607	319,711
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△435,669	△968,467	△769,562
有価証券の売却による収入		544,637	649,524	929,262
有価証券の償還による収入		103,246	120,437	292,712
動産不動産の取得による支出		△13,145	△11,936	△23,503
動産不動産の売却による収入		2,447	1,591	3,180
投資活動によるキャッシュ・フロー		201,516	△208,850	432,088
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済による支出		—	—	△6,000
劣後特約付社債・転換社債の発行に よる収入		25,000	—	85,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債 の償還による支出		—	△9,997	—
株式の発行による収入		—	7	—
配当金支払額		△3,524	△7,049	△3,524
少数株主への配当金支払額		△20	△20	△20
自己株式の取得による支出		△53	△93	△100
自己株式の売却による収入		152	50	152
財務活動によるキャッシュ・フロー		21,554	△17,101	75,507
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		△13	△30	30
V 現金及び現金同等物の増加額		△2,937	△748,589	827,337
VI 現金及び現金同等物の期首残高		241,759	1,069,096	241,759
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高	※1	238,821	320,506	1,069,096

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 15社 主要な会社名 浜銀ファイナンス株式会社 横浜信用保証株式会社 なお、Yokohama Finance (Europe) S.A. は、清算により当中間連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 13社 主要な会社名 浜銀ファイナンス株式会社 横浜信用保証株式会社 なお、浜銀システムサービス株式会社及び株式会社はまぎんジェーシービーは清算により当中間連結会計期間より除外しております。 (2) 非連結子会社 6社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。	(1) 連結子会社 15社 連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、Yokohama Finance (Europe) S.A. は清算により当連結会計年度より除外しております。 (2) 非連結子会社 2社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社名 横浜商事株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 3社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 6社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 1社 会社名 株式会社朋栄 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(1) 持分法適用の非連結子会社は該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社は該当ありません。 なお、横浜商事株式会社は、事業縮小にともない連結財務諸表に対する重要性が低下したため、当連結会計年度より除外しております。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 2社 主要な会社名 Hamagin Leasing (USA) Inc. (4) 持分法非適用の関連会社 5社 主要な会社名 横浜ビルシステム株式会社 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 13社 (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。	(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 2社 9月末日 11社 (2) 同左	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 2社 3月末日 13社 (2) 子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
4. 会計処理基準に関する事項	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他の有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 同左	(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他の有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。 (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ① 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。	② ソフトウェア 同左	連結子会社のうち浜銀ファイナンス株式会社の保有するリース資産については、リース期間を償却年数とするリース期間定額法によっており、その他の連結子会社の動産不動産については、主として定率法を採用しております。 ② ソフトウェア 同左
	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は225,389百万円でありま	(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定（租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む）として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は203,302百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は216,902百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理
	(7) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	同左	同左
	(8) 偶発損失引当金の計上基準 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	——	(8) 偶発損失引当金の計上基準 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 同左	(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、証券取引責任準備金0百万円であり、次のとおり計上しております。 ・証券取引責任準備金 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(9) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
	(11) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(10) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。	(11) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行のヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
	(13) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(12) 消費税等の会計処理 同左	(13) 消費税等の会計処理 同左
5. (中間) 連結 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
	市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計期間に収益計上しておりましたが、当中間連結会計期間から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式にかかる受取配当金を、時価評価する連結会計期間と同一の連結会計期間で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ747百万円増加しております。	

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成13年 4月 1日 至 平成13年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。 この結果、従来方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ63百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）を適用しております。 なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従来方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。	(外貨建取引等会計基準) 当行は、従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成12年4月10日）に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当連結会計年度から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。 この結果、従来方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。
		東京都にかかるとる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準の特例に関する条例」（平成12年4月1日東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかるとる事業税については、前連結会計年度が626百万円、当連結会計年度が522百万円をその他経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含められる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,571百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、259百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ259百万円、127百万円増加しております。 また、大阪府にかかるとる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準の特例に関する条例」（平成12年6月9日大阪府条例131号）（以下府条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、24百万円をその他経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、11百万円減少し、「再評価差額金」及び「その他有価証券評価差額金」は、それぞれ11百万円、5百万円増加しております。 なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。
—————	(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる影響は軽微であります。 なお、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の資本の部及び中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。	—————
—————	前下期に発行した転換社債については、前連結会計年度末において貸借対照表上「転換社債」として表示しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めております。なお、前中間連結会計期間末において転換社債残高はありません。	—————

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式385百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,281百万円、延滞債権額は308,107百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,743百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は127,108百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,242百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、138,183百万円であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式406百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,826百万円、延滞債権額は283,277百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,109百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は166,632百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は487,845百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は99,920百万円であります。	※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式406百万円を含んでおります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は28,270百万円、延滞債権額は311,160百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,131百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は136,070百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は488,633百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、122,971百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 380,233百万円 貸出金 12,508百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,043百万円 借入金 1,000百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券90,153百万円を差し入れております。 また、借入金14,097百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権18,359百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,230百万円であります。	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 189,199百万円 貸出金 222,121百万円 担保資産に対応する債務 預金 19,306百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,020百万円を差し入れております。 また、動産不動産のうち保証金権利金は9,694百万円であります。	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 132,222百万円 貸出金 12,299百万円 その他資産（保管有価証券等） 65,700百万円 担保資産に対応する債務 預金 40,316百万円 コールマネー及び売渡手形 1,590百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券110,389百万円を差し入れております。 また、借入金4,250百万円に対して、未経過リース期間に係るリース契約債権8,057百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は9,877百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は13百万円及び債券借入取引担保金は69,316百万円であります。
※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,158,753百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが646,054百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,373,281百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが918,165百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,093,562百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが609,618百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は20,956百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,980百万円であります。	※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は13,191百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,672百万円であります。	※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,706百万円、繰延ヘッジ利益の総額は9,119百万円であります。

前中間連結会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成14年9月30日)	前連結会計年度末 (平成14年3月31日)
※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,694百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 248,624百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金165,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債55,581百万円であります。	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 32,621百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 244,531百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金159,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債46,000百万円であります。	※10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 26,657百万円 ※11. 動産不動産の減価償却累計額 262,132百万円 ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金159,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債55,997百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. その他経常費用には、貸出金償却18,842百万円、株式等償却30,574百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸出金償却24,344百万円、株式等償却21,916百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸出金償却37,063百万円、株式等償却22,276百万円を含んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成13年9月30日現在	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年9月30日現在	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成14年3月31日現在
現金預け金 290,247百万円 日本銀行以外への預け金 △51,426百万円 現金及び現金同等物 238,821百万円	現金預け金 391,342百万円 日本銀行以外への預け金 △70,836百万円 現金及び現金同等物 320,506百万円	現金預け金 1,109,666百万円 日本銀行以外への預け金 △40,569百万円 現金及び現金同等物 1,069,096百万円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)																																																																														
(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td colspan="2">動産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>3,311百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,306百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td>2,004百万円</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>551百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,334百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,885百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>380百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>295百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>40百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1年内</td><td>73百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>180百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>254百万円</td></tr></table>	動産		取得価額相当額	3,311百万円	減価償却累計額相当額	1,306百万円	中間連結会計期間末残高相当額	2,004百万円	1年内	551百万円	1年超	1,334百万円	合計	1,885百万円	支払リース料	380百万円	減価償却費相当額	295百万円	支払利息相当額	40百万円	1年内	73百万円	1年超	180百万円	合計	254百万円	(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td colspan="2">動産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>136百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>97百万円</td></tr><tr><td>中間連結会計期間末残高相当額</td><td>39百万円</td></tr></table> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>15百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>21百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>37百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>12百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>11百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1年内</td><td>7百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>9百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>16百万円</td></tr></table>	動産		取得価額相当額	136百万円	減価償却累計額相当額	97百万円	中間連結会計期間末残高相当額	39百万円	1年内	15百万円	1年超	21百万円	合計	37百万円	支払リース料	12百万円	減価償却費相当額	11百万円	支払利息相当額	1百万円	1年内	7百万円	1年超	9百万円	合計	16百万円	(借手側) 1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table><tr><td colspan="2">動産</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>3,335百万円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>1,381百万円</td></tr><tr><td>年度末残高相当額</td><td>1,953百万円</td></tr></table> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table><tr><td>1年内</td><td>560百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>1,284百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,845百万円</td></tr></table> ・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table><tr><td>支払リース料</td><td>747百万円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>583百万円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>90百万円</td></tr></table> ・減価償却費相当額の算定方法 同左 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料 <table><tr><td>1年内</td><td>15百万円</td></tr><tr><td>1年超</td><td>14百万円</td></tr><tr><td>合計</td><td>30百万円</td></tr></table>	動産		取得価額相当額	3,335百万円	減価償却累計額相当額	1,381百万円	年度末残高相当額	1,953百万円	1年内	560百万円	1年超	1,284百万円	合計	1,845百万円	支払リース料	747百万円	減価償却費相当額	583百万円	支払利息相当額	90百万円	1年内	15百万円	1年超	14百万円	合計	30百万円
動産																																																																																
取得価額相当額	3,311百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	1,306百万円																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	2,004百万円																																																																															
1年内	551百万円																																																																															
1年超	1,334百万円																																																																															
合計	1,885百万円																																																																															
支払リース料	380百万円																																																																															
減価償却費相当額	295百万円																																																																															
支払利息相当額	40百万円																																																																															
1年内	73百万円																																																																															
1年超	180百万円																																																																															
合計	254百万円																																																																															
動産																																																																																
取得価額相当額	136百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	97百万円																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	39百万円																																																																															
1年内	15百万円																																																																															
1年超	21百万円																																																																															
合計	37百万円																																																																															
支払リース料	12百万円																																																																															
減価償却費相当額	11百万円																																																																															
支払利息相当額	1百万円																																																																															
1年内	7百万円																																																																															
1年超	9百万円																																																																															
合計	16百万円																																																																															
動産																																																																																
取得価額相当額	3,335百万円																																																																															
減価償却累計額相当額	1,381百万円																																																																															
年度末残高相当額	1,953百万円																																																																															
1年内	560百万円																																																																															
1年超	1,284百万円																																																																															
合計	1,845百万円																																																																															
支払リース料	747百万円																																																																															
減価償却費相当額	583百万円																																																																															
支払利息相当額	90百万円																																																																															
1年内	15百万円																																																																															
1年超	14百万円																																																																															
合計	30百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(貸手側)	(貸手側)	(貸手側)
1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累 計額及び中間連結会計期間末残高	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累 計額及び中間連結会計期間末残高	1. リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引 ・リース物件の取得価額、減価償却累 計額及び年度末残高
動産 その他 合計 (百万円) (百万円) (百万円)	動産 その他 合計 (百万円) (百万円) (百万円)	動産 その他 合計 (百万円) (百万円) (百万円)
取得価額 129,827 21,674 151,501	取得価額 118,058 19,734 137,793	取得価額 122,533 20,580 143,113
減価償却 累計額 65,277 11,516 76,793	減価償却 累計額 57,891 10,862 68,753	減価償却 累計額 60,921 11,029 71,951
中間連結 会計期間末 64,550 10,157 74,707 残高	中間連結 会計期間末 60,167 8,872 69,039 残高	年度末残高 61,611 9,550 71,161
・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額	・未経過リース料中間連結会計期間末 残高相当額	・未経過リース料年度末残高相当額
1年内 26,983百万円	1年内 23,108百万円	1年内 25,709百万円
1年超 51,925百万円	1年超 45,132百万円	1年超 49,470百万円
合計 78,909百万円	合計 68,240百万円	合計 75,179百万円
・受取リース料、減価償却費及び受取 利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取 利息相当額	・受取リース料、減価償却費及び受取 利息相当額
受取リース料 18,330百万円	受取リース料 14,029百万円	受取リース料 35,605百万円
減価償却費 13,331百万円	減価償却費 11,790百万円	減価償却費 23,958百万円
受取利息相当額 1,998百万円	受取利息相当額 1,673百万円	受取利息相当額 3,864百万円
・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との 合計額から、リース物件の取得価額 を控除した額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方法につ いては、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 同左	・利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額との 合計額から、リース物件の取得価額 を控除した額を利息相当額とし、各 連結会計年度への配分方法につい ては、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引	2. オペレーティング・リース取引
・未経過リース料	・未経過リース料	・未経過リース料
1年内 549百万円	1年内 202百万円	1年内 456百万円
1年超 468百万円	1年超 266百万円	1年超 313百万円
合計 1,018百万円	合計 469百万円	合計 769百万円

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成13年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	150	150	0	0	—
その他	—	—	—	—	—
合計	150	150	0	0	—

(注) 1. 時価は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成13年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	286,264	252,577	△33,687	18,948	52,636
債券	794,472	813,384	18,911	18,954	42
国債	208,589	213,308	4,719	4,726	7
地方債	252,325	260,859	8,534	8,550	16
社債	333,557	339,215	5,657	5,676	19
その他	33,481	34,152	671	722	50
合計	1,114,218	1,100,114	△14,104	38,625	52,729

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 前中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について29,779百万円減損処理を行なっております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成13年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	36,769
地方公社債	35,415
非上場外国債券	4,639
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	18,202

Ⅱ 当中間連結会計期間末

※１．中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。

※２．「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
その他	28,691	28,465	△226	60	286
合計	28,691	28,465	△226	60	286

(注) １．時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成14年９月30日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	231,093	196,643	△34,450	12,877	47,327
債券	772,718	777,690	4,972	5,639	667
国債	217,443	217,879	435	891	456
地方債	269,327	271,949	2,621	2,710	88
社債	285,946	287,862	1,915	2,038	122
その他	51,317	52,199	882	928	45
合計	1,055,129	1,026,533	△28,595	19,445	48,041

(注) １．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

３．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したもののについては、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、20,442百万円（うち、株式20,442百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。

３．時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成14年９月30日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	44,036
地方公社債	4,389
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	13,438

Ⅲ 前連結会計年度末

※ 1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券を含めて記載しております。

※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	9,999	9,999	△0	—	0
地方債	—	—	—	—	—
社債	50	50	0	0	—
その他	—	—	—	—	—
合計	10,049	10,049	△0	0	0

(注) 1. 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成14年3月31日現在）

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	261,264	226,966	△34,297	15,439	49,736
債券	572,491	580,251	7,760	7,860	100
国債	128,645	131,448	2,802	2,803	0
地方債	203,265	205,984	2,719	2,725	5
社債	240,579	242,817	2,237	2,331	93
その他	45,731	46,030	299	385	86
合計	879,487	853,249	△26,237	23,685	49,923

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 前連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について21,305百万円減損処理を行なっております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準については、時価の下落率のほか、債権管理目的上の対象会社の信用リスクに係る評価結果等を加味して設定しております。

3. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成14年3月31日現在）

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	
事業債	39,135
地方公社債	29,113
非上場外国債券	4,453
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	15,188

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末(平成13年9月30日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

II 当中間連結会計期間末(平成14年9月30日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

III 前連結会計年度末(平成14年3月31日現在)
金銭の信託につきましては、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成13年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△14,104
その他有価証券	△14,104
その他の金銭の信託	—
(△) 中間連結損益計算書への評価損益計上額	0
(+) 繰延税金資産	5,846
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,257
(△) 少数株主持分相当額	61
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△8,318

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△28,595
その他有価証券	△28,595
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	11,872
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△16,722
(△) 少数株主持分相当額	△8
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△16,714

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金（平成14年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額（百万円）
評価差額	△26,237
その他有価証券	△26,237
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	10,890
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△15,347
(△) 少数株主持分相当額	595
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△15,943

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

Ⅰ 前中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成13年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	34,966	1	1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡し契約	—	—	—
	金利スワップ	508,491	821	821
	金利オプション	—	—	—
	その他	79,152	△224	609
	合計	—	598	1,432

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成13年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	35,010	17	17
	為替予約	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	455,697	1,101	1,101

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等（百万円）
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	105,273
	通貨オプション	95,119
	その他	—

3. 株式関連取引（平成13年9月30日現在）

株式関連取引につきましては、該当ありません。

4. 債券関連取引（平成13年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	債券先物	19,360	△30	△30
	債券先物オプション	2,700	0	△0
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△29	△30

（注） 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成13年9月30日現在）

商品関連取引につきましては、該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成13年9月30日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては、該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 金利関連取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 （百万円）	時価（百万円）	評価損益 （百万円）
取引所	金利先物	29,956	△1	△1
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	527,920	317	317
	金利オプション	—	—	—
	その他	98,781	△118	1,025
	合計	—	196	1,341

（注） 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. その他はキャップ取引であります。

2. 通貨関連取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	32,628	18	18
	為替予約	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	207,570	△883	△883

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等 (百万円)
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	167,258
	通貨オプション	47,957
	その他	—

3. 株式関連取引（平成14年9月30日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

4. 債券関連取引（平成14年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	702	—	—
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	100,000	△1,488	287
	その他	—	—	—
	合計	—	△1,488	287

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

5. 商品関連取引（平成14年9月30日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成14年9月30日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 金利関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	12,757	△7	△7
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	517,035	853	853
	金利オプション	—	—	—
	その他	92,868	△233	854
	合計	—	611	1,700

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 通貨関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	34,587	20	20
	為替予約	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注2.の取引は、上記記載から除いております。

2. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	297,307	1,884	1,884

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

区分	種類	契約額等 (百万円)
取引所	通貨先物	—
	通貨オプション	—
店頭	為替予約	56,085
	通貨オプション	111,306
	その他	—

3. 株式関連取引（平成14年3月31日現在）

株式関連取引につきましては該当ありません。

4. 債券関連取引（平成14年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	時価（百万円）	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	2,745	△14	△14
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	10,000	△113	△9
	その他	—	—	—
	合計	—	△128	△23

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

5. 商品関連取引（平成14年3月31日現在）

商品関連取引につきましては該当ありません。

6. クレジットデリバティブ取引（平成14年3月31日現在）

クレジットデリバティブ取引につきましては該当ありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	133,476	22,370	4,174	160,021	—	160,021
(2) セグメント間の内部経常収益	649	479	1,534	2,663	(2,663)	—
計	134,125	22,850	5,708	162,684	(2,663)	160,021
経常費用	123,687	22,827	6,681	153,196	(2,649)	150,547
経常利益 (△は経常損失)	10,437	23	△ 973	9,487	(13)	9,474

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他……………保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

追加情報に記載のとおり、当中間連結会計期間から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益は63百万円増加しております。なお、「リース業」、「その他」については影響ありません。

当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	117,584	19,739	3,675	140,999	—	140,999
(2) セグメント間の内部経常収益	812	268	1,560	2,641	(2,641)	—
計	118,397	20,007	5,236	143,641	(2,641)	140,999
経常費用	113,293	20,000	7,222	140,516	(3,201)	137,314
経常利益 (△は経常損失)	5,103	7	△1,986	3,124	(△ 560)	3,684

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他……………保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券等

4. 会計処理基準等の変更

会計処理の変更に記載のとおり、市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計期間に収益計上しておりましたが、当中間連結会計期間から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。

この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ725百万円増加、「リース業」について経常収益及び経常利益はそれぞれ12百万円増加、「その他」について経常収益は9百万円増加し、経常損失は同額減少しております。

前連結会計年度（自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日）

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社(百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	258,460	43,673	8,573	310,707	—	310,707
(2) セグメント間の内部経常収益	1,805	789	3,044	5,640	(5,640)	—
計	260,266	44,463	11,617	316,348	(5,640)	310,707
経常費用	226,303	44,049	12,659	283,012	(5,930)	277,081
経常利益（△は経常損失）	33,962	414	△ 1,041	33,335	(△ 290)	33,626

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

3. 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他……………保証、ベンチャーキャピタル、抵当証券、クレジットカード業等

4. 会計処理基準等の変更

追加情報に記載のとおり、当連結会計年度から「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準（「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」（企業会計審議会平成11年10月22日））を適用しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「銀行業」について経常収益及び経常利益は24百万円増加しております。なお、「リース業」、「その他」については影響ありません。

【所在地別セグメント情報】

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	303.36	303.58	308.66
1株当たり中間(当期)純利益	円	5.43	1.79	16.24
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	5.43	1.41	15.15

- (注) 1. 前中間連結会計期間および前連結会計年度の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
2. 前中間連結会計期間および前連結会計年度の1株当たり当期純利益及び1株当たり中間純利益は、連結当期純利益、連結中間純利益から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. 当中間連結会計期間から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- この結果、同会計基準及び適用指針を適用して算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1株当たり純資産額	円	303.24	307.34
1株当たり中間(当期)純利益	円	5.43	16.24
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益	円	4.23	13.59

4. 当中間連結会計期間の1株当たり中間純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益	百万円	2,046
普通株式に係る中間純利益	百万円	2,046
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式の期中平均株式数	千株	1,138,360
潜在株式調整後1株当たり中間純利益		
中間純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	312,222
うち転換社債	千株	114,285
うち新株引受権	千株	73
うち非累積型配当優先株式	千株	197,863
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		新株引受権2種類(新株予約権の目的となる株式の数2,993千株)及び新株予約権1種類(新株予約権の数1,473個)。これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
当行は、平成13年10月19日及び同年10月29日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり第4回無担保転換社債を発行し、その払込金を受領しました。 1. 転換社債の銘柄 株式会社横浜銀行120%コールオプション条項付 第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同 順位特約付) 2. 発行総額 60,000百万円 3. 発行価額 額面100円につき金100円 4. 利率 本社債には利息を付さない 5. 償還期限 平成16年9月30日 6. 払込期日 平成13年11月16日 7. 転換の条件 (1) 転換価額 本社債の転換により発行する当行普通株式1株の発行価額(以下転換価額という)は、金525円とする。転換に際し1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。 (2) 転換価額の下方修正 ① 平成15年7月25日(以下決定日という)まで(当日を含む)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。 ② 上記①の規定に関わらず、上記①により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記①により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなすものとする。 ③ 上記①および②により修正された転換価額は、平成15年8月15日(以下この日を効力発生日という)以降、これを適用する。 ④ 決定日の翌日から効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記①ないし③による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。		

前中間連結会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(3) 転換価額の調整 転換価額は、本社債発行後、当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換権等（以下に定義される）または新株引受権等（以下に定義される）の行使により発行する場合を除く）には、次の算式により調整される。 $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}$ なお、株式の分割もしくは併合ならびに時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる権利（法令の改正により、本社債発行時における転換権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して転換権等という）を付与された証券の発行、もしくは普通株式の新株を引受ける権利（法令の改正により、本社債発行時における新株引受権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して新株引受権等という）を付与された証券の発行等が行われる場合にも転換価額は調整されるものとする。 8. 120%コールオプション条項 当行は、東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない）がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成14年10月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還金額は額面100円につき金100円とする。 9. 募集の方法 本社債の発行総額600億円のうち、420億円は国内において一般募集し、180億円は欧州を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く）において募集する。 10. 調達資金の用途 運転資金に充当する。		

(2) 【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金		289,286	2.85	391,299	3.89	1,105,320	10.37
コールローン		100,649	0.99	105,290	1.05	61,900	0.58
買入手形		—	—	67,000	0.67	—	—
買入金銭債権		3,751	0.04	4,840	0.05	3,471	0.03
特定取引資産		37,280	0.37	50,910	0.50	52,310	0.49
有価証券	※1,7	1,183,670	11.66	1,110,941	11.05	931,526	8.74
貸出金	※2,3, 4,5,6 7,8	7,773,943	76.56	7,727,241	76.86	7,735,016	72.59
外国為替	※6	8,346	0.08	7,168	0.07	10,294	0.10
その他資産	※7,9	185,973	1.83	80,035	0.79	231,760	2.18
動産不動産	※7, 10,11, 15	144,557	1.42	138,870	1.38	141,070	1.33
繰延税金資産		145,762	1.44	140,462	1.40	141,779	1.33
支払承諾見返		379,934	3.74	322,860	3.21	345,496	3.24
貸倒引当金		△99,791	△0.98	△92,899	△0.92	△104,733	△0.98
資産の部合計		10,153,365	100.00	10,054,022	100.00	10,655,212	100.00

		前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※7	8,660,064	85.29	8,658,683	86.12	9,113,849	85.54
譲渡性預金		256,813	2.53	167,731	1.67	165,550	1.55
コールマネー	※7	5,553	0.06	242	0.00	1,773	0.02
特定取引負債		5,488	0.05	4,543	0.05	4,687	0.04
借入金	※12	216,124	2.13	195,148	1.94	205,460	1.93
外国為替		86	0.00	43	0.00	82	0.00
社債	※13	45,000	0.44	45,000	0.45	45,000	0.42
転換社債		—	—	—	—	60,000	0.56
新株予約権付社債		—	—	60,000	0.60	—	—
その他負債		93,901	0.93	125,292	1.25	223,861	2.10
債権売却損失引当金		21,325	0.21	8,468	0.08	14,295	0.14
偶発損失引当金		3,864	0.04	—	—	4,200	0.04
特別法上の引当金	※14	0	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※15	23,531	0.23	23,148	0.23	23,369	0.22
支払承諾		379,934	3.74	322,860	3.21	345,496	3.24
負債の部合計		9,711,688	95.65	9,611,164	95.60	10,207,627	95.80
(資本の部)							
資本金		184,799	1.82	—	—	184,799	1.73
資本準備金		146,277	1.44	—	—	146,277	1.37
利益準備金		33,092	0.33	—	—	33,092	0.31
再評価差額金	※15	33,170	0.33	—	—	32,942	0.31
その他の剰余金		52,994	0.52	—	—	66,674	0.63
任意積立金		40,219	—	—	—	40,219	—
中間(当期)未処分利益		12,774	—	—	—	26,454	—
その他有価証券評価差額金		△8,656	△0.09	—	—	△16,153	△0.15
自己株式		△0	△0.00	—	—	△48	△0.00
資本の部合計		441,677	4.35	—	—	447,585	4.20
資本金		—	—	184,803	1.84	—	—
資本剰余金		—	—	146,281	1.45	—	—
資本準備金		—	—	146,281	—	—	—

		前中間会計期間末 (平成13年9月30日)		当中間会計期間末 (平成14年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成14年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
利益剰余金	※15	—	—	96,029	0.96	—	—
利益準備金		—	—	34,512	—	—	—
任意積立金		—	—	52,363	—	—	—
中間（当期）未処分利益		—	—	9,154	—	—	—
土地再評価差額金		—	—	32,604	0.32	—	—
その他の有価証券評価差額金		—	—	△16,718	△0.17	—	—
自己株式		—	—	△141	△0.00	—	—
資本の部合計		—	—	442,858	4.40	—	—
負債及び資本の部合計		10,153,365	100.00	10,054,022	100.00	10,655,212	100.00

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成13年 9 月30日)		当中間会計期間 (自 平成14年 4 月 1 日 至 平成14年 9 月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成13年 4 月 1 日 至 平成14年 3 月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
経常収益		134,348	100.00	118,162	100.00	260,450	100.00
資金運用収益		103,234		89,116		194,669	
(うち貸出金利息)		(84,240)		(77,822)		(164,667)	
(うち有価証券利息配当 金)		(12,223)		(9,460)		(20,587)	
役務取引等収益		16,424		16,762		34,858	
特定取引収益		258		454		636	
その他業務収益		4,837		7,990		14,675	
その他経常収益		9,593		3,839		15,610	
経常費用		123,754	92.11	113,167	95.77	226,173	86.84
資金調達費用		18,042		8,337		29,056	
(うち預金利息)		(9,351)		(2,451)		(14,393)	
役務取引等費用		3,801		4,367		8,987	
特定取引費用		19		65		6	
その他業務費用		1,981		2,694		4,239	
営業経費	※ 1	47,687		48,298		97,437	
その他経常費用	※ 2	52,221		49,402		86,446	
経常利益		10,594	7.89	4,995	4.23	34,277	13.16
特別利益		100	0.07	147	0.12	50	0.02
特別損失		386	0.29	606	0.51	1,393	0.54
税引前中間(当期)純利益		10,308	7.67	4,537	3.84	32,933	12.64
法人税、住民税及び事業税		67	0.05	53	0.05	99	0.04
法人税等調整額		3,231	2.40	1,494	1.26	12,372	4.75
中間(当期)純利益		7,009	5.22	2,988	2.53	20,461	7.85
前期繰越利益		5,756		5,838		5,756	
再評価差額金取崩額		9		—		236	
土地再評価差額金取崩額		—		327		—	
中間(当期)未処分利益		12,774		9,154		26,454	

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の 評価基準及び収益・費用 の計上基準	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。	同左	金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。 また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年	(1) 動産不動産 同左	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～60年 動産：2年～20年

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(2) ソフトウェア 同左	(2) ソフトウェア 同左
5. 繰延資産の処理方法	———	新株発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は210,371百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権以外の債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定(租税特別措置法第55条の2の海外投資等損失準備金を含む)として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は187,862百万円であります。		なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は200,820百万円であります。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。 なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上することとしております。 なお、当中間期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。 また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上することとしております。 なお、当期末においては、信託財産及び年金資産の合計額が退職給付債務を一時的に超過したため当該差額をその他資産に計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 ・過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2年）による定額法により費用処理 ・数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理
	(3) 債権売却損失引当金 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(3) 債権売却損失引当金 同左	(3) 債権売却損失引当金 同左
	(4) 偶発損失引当金 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	—————	(4) 偶発損失引当金 債権流動化等の方法によりオフバランス化を図っているものについて、将来発生する可能性の高い偶発損失を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。
	(5) 証券取引責任準備金 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(4) 証券取引責任準備金 同左	(5) 証券取引責任準備金 同左

	前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
7. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建の資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
9. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する経過措置にもとづき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。	ヘッジ会計の方法は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。 また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	市場価格のある株式の配当金については、従来配当金の支払を受けた日の属する会計期間に収益計上しておりましたが、当中間会計期間から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更いたしました。この変更は、市場価格のある株式にかかる受取配当金を、時価評価する会計期間と同一の会計期間で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであります。 この変更により、従来と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ725百万円増加しております。	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は0百万円増加し、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ63百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。 なお、当中間会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間貸借対照表上、相殺表示しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の中間決算日の為替相場による正味の円換算額を中間貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間損益計算書に計上するとともに、中間決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。	(外貨建取引等会計基準) 従来、「銀行業において『新外為経理基準』を継続適用した場合の当面の監査上の取扱い」(日本公認会計士協会平成12年4月10日)に基づき、「新外為経理基準」を適用しておりましたが、当期から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)が適用される処理を除き、改訂後の外貨建取引等会計処理基準(「外貨建取引等会計処理基準の改訂に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))を適用しております。 この結果、従来の方法によった場合と比較して、有価証券は0百万円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ24百万円増加しております。 資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。 なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。 異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年4月1日東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、課納金532百万円及び損害賠償金100百万円の請求を認める判決を言い渡しましたが、3月29日、東京都は、判決を不服として、東京高等裁判所に控訴しております。 このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、前期と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、前期が626百万円、当期が522百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益はそれぞれ同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は1,571百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、259百万円減少し、「再評価差額金」及び「其他有価証券評価差額金」は、それぞれ259百万円、127百万円増加しております。 また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年6月9日大阪府条例131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 平成14年4月4日、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。 このように当行は府条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当期における会計処理についても、大阪府に係る事業税を府条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では東京都と同様の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、大阪府にかかる事業税については、24百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常利益は同額減少しております。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は71百万円減少いたしました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、11百万円減少し、「再評価差額金」及び「其他有価証券評価差額金」は、それぞれ11百万円、5百万円増加しております。

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
		なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下改正府条例)が施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例が平成14年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当期に係る大阪府に対する事業税については、改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例ならびに改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。
自己株式は、従来、「有価証券」に含めて計上しておりましたが、中間財務諸表等規則の改正及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成13年10月5日付内閣府令第85号)附則第3項が規定されたことに伴い、当中間会計期間から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部は0百万円、資本の部は0百万円それぞれ減少しております。		自己株式は、従来、資産の部の「自己株式」に計上しておりましたが、財務諸表等規則及び銀行法施行規則が改正されたことに伴い、当事業年度から資本の部の末尾に「自己株式」を設けて資本から控除する方法により表示しております。この方法により、従来の方法によった場合に比べ、資産の部及び資本の部はそれぞれ48百万円減少しております。
	(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準) 当中間会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる影響は軽微であります。 なお、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。	
	前下期に発行した転換社債については、前事業年度末において貸借対照表上「転換社債」として表示しておりましたが、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、当中間会計期間から「新株予約権付社債」に含めております。なお、前中間会計期間末において転換社債残高はありません。	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は23,630百万円、延滞債権額は297,873百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,392百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は125,927百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,823百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、138,183百万円であります。	※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は24,282百万円、延滞債権額は306,907百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,081百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は160,721百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は504,992百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は99,920百万円であります。	※1. 子会社の株式総額 292百万円 なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。 ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は27,645百万円、延滞債権額は302,155百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,953百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は131,782百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は474,536百万円であります。 なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、122,971百万円であります。

前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 378,598百万円 貸出金 12,508百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,043百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券89,153百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,954百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,199,959百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが687,260百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は20,933百万円、繰延ヘッジ利益の総額は10,980百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 98,261百万円 ※11. 動産不動産の圧縮記帳額 108,644百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金175,582百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 189,199百万円 貸出金 222,121百万円 担保資産に対応する債務 預金 19,306百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券100,020百万円を差し入れております。 なお、動産不動産のうち保証金権利金は10,433百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,404,345百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが949,230百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は13,177百万円、繰延ヘッジ利益の総額は7,672百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 99,281百万円 ※11. 動産不動産の圧縮記帳額 108,496百万円 (当中間期圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金160,000百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円	※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 132,222百万円 貸出金 12,299百万円 その他資産 (保管有価証券 65,700百万円等) 担保資産に対応する債務 預金 40,316百万円 コールマネー 1,590百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券110,389百万円を差し入れております。なお、その他資産のうち、債券借入取引担保金は69,316百万円であります。 ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,124,457百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが640,513百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行の申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 ※9. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は16,688百万円、繰延ヘッジ利益の総額は9,119百万円であります。 ※10. 動産不動産の減価償却累計額 98,496百万円 ※11. 動産不動産の圧縮記帳額 108,496百万円 (当期圧縮記帳額 一百万円) ※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金169,997百万円が含まれております。 ※13. 社債は、劣後特約付社債45,000百万円であります。 ※14. 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 証券取引責任準備金 0百万円

前中間会計期間末 (平成13年9月30日)	当中間会計期間末 (平成14年9月30日)	前事業年度末 (平成14年3月31日)
※15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 20,694百万円	※15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 32,621百万円	※15. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「再評価差額金」として資本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格」に基づいて、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 26,657百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,372百万円 その他 1,554百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 2,079百万円 その他 1,632百万円	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 4,656百万円 その他 3,005百万円
※2. その他経常費用には、貸出金償却16,343百万円、株式等償却29,381百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却22,712百万円、株式等償却21,431百万円を含んでおります。	※2. その他経常費用には、貸出金償却33,016百万円、株式等償却20,058百万円を含んでおります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
動産	動産	動産
取得価額相当額 1,154百万円	取得価額相当額 234百万円	取得価額相当額 845百万円
減価償却累計額相当額 805百万円	減価償却累計額相当額 172百万円	減価償却累計額相当額 595百万円
中間期末残高相当額 348百万円	中間期末残高相当額 61百万円	期末残高相当額 250百万円
・未経過リース料中間期末残高相当額	・未経過リース料中間期末残高相当額	・未経過リース料期末残高相当額
1年内 187百万円	1年内 27百万円	1年内 145百万円
1年超 182百万円	1年超 34百万円	1年超 123百万円
合計 369百万円	合計 62百万円	合計 268百万円
・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 183百万円	支払リース料 20百万円	支払リース料 290百万円
減価償却費相当額 164百万円	減価償却費相当額 18百万円	減価償却費相当額 258百万円
支払利息相当額 11百万円	支払利息相当額 1百万円	支払利息相当額 19百万円
・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	・減価償却費相当額の算定方法 同左	・減価償却費相当額の算定方法 同左
・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	・利息相当額の算定方法 同左	・利息相当額の算定方法 同左
2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料	2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料
1年内 51百万円	1年内 7百万円	1年内 2百万円
1年超 164百万円	1年超 9百万円	1年超 8百万円
合計 216百万円	合計 16百万円	合計 11百万円

(有価証券関係)

○ 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

Ⅰ 前中間会計期間末(平成13年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

Ⅱ 当中間会計期間末(平成14年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

Ⅲ 前事業年度末(平成14年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものにつきましては、該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
平成13年10月19日及び同年10月29日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり第4回無担保転換社債を発行し、その払込金を受領しました。 1. 転換社債の銘柄 株式会社横浜銀行120%コールオプション条項付 第4回無担保転換社債 (転換価額下方修正条項および転換社債間限定同 順位特約付) 2. 発行総額 60,000百万円 3. 発行価額 額面100円につき金100円 4. 利率 本社債には利息を付さない 5. 償還期限 平成16年9月30日 6. 払込期日 平成13年11月16日 7. 転換の条件 (1) 転換価額 本社債の転換により発行する当行普通株式1株の発行価額(以下転換価額という)は、金525円とする。転換に際し1株未満の端数を生じたときは、その端数に相当する本社債額面金額を額面100円につき金100円の割合で償還する。ただし、円位未満の金額は、これを1円に切り上げる。 (2) 転換価額の下方修正 ① 平成15年7月25日(以下決定日という)まで(当日を含む)の東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(気配表示を含まない)がある20連続取引日の当該普通取引の終値の平均値の1円未満を切り上げた金額が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。 ② 上記①の規定に関わらず、上記①により修正された金額が、当初の転換価額の80%を下回る場合には、当該80%にあたる金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに下記(3)により調整された場合には、当該調整後の転換価額(上記①により修正された金額は考慮しない)を当初の転換価額とみなすものとする。 ③ 上記①および②により修正された転換価額は、平成15年8月15日(以下この日を効力発生日という)以降、これを適用する。 ④ 決定日の翌日から効力発生日までの間に、下記(3)に定める転換価額の調整が行われる場合には、上記①ないし③による修正が決定日に効力が生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。		

前中間会計期間 (自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)	前事業年度 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
(3) 転換価額の調整 転換価額は、本社債発行後、当行が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（転換権等（以下に定義される）または新株引受権等（以下に定義される）の行使により発行する場合を除く）には、次の算式により調整される。 $\text{調整後 転換価額} = \text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行普通株式数}}$ なお、株式の分割もしくは併合ならびに時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる権利（法令の改正により、本社債発行時における転換権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して転換権等という）を付与された証券の発行、もしくは普通株式の新株を引受ける権利（法令の改正により、本社債発行時における新株引受権と法律上または経済的実質において大要類似すると社債管理会社が認める権利があれば、当該権利を含む。以下総称して新株引受権等という）を付与された証券の発行等が行われる場合にも転換価額は調整されるものとする。 8. 120%コールオプション条項 当行は、東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない）がある20連続取引日にわたり当該終値が当該各取引日に適用のある転換価額の120%以上であった場合、平成14年10月1日以降いつでもその時点において未償還の本社債の全て（一部は不可）を繰上償還することができる。この場合の償還金額は額面100円につき金100円とする。 9. 募集の方法 本社債の発行総額600億円のうち、420億円は国内において一般募集し、180億円は欧州を中心とする海外市場（アメリカ合衆国を除く）において募集する。 10. 調達資金の用途 運転資金に充当する。		

(2) 【その他】

該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | |
|---|-------------------------|
| (1) 有価証券報告書及びその添付書類
(事業年度(第141期)自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日) | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (2) 臨時報告書及びその添付書類
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(ストックオプションとしての新株予約権の発行)に基づく臨時報告書であります。 | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (3) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成14年6月27日
関東財務局長に提出 |
| (4) 臨時報告書の訂正報告書
平成14年6月27日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。 | 平成14年7月5日
関東財務局長に提出 |
| (5) 訂正発行登録書
平成14年3月28日に提出した発行登録書の訂正発行登録書であります。 | 平成14年7月5日
関東財務局長に提出 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

中間監査報告書

平成13年12月25日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 良二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成13年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当行（半期報告書提出会社）が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間連結会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 吉田 洋 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、市場価格のある株式の配当金について、従来配当金の支払を受けた日の属する連結会計期間に収益計上していたが、当中間連結会計期間から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更したが、当監査法人は、この変更を市場価格のある株式にかかる受取配当金を、時価評価する連結会計期間と同一の連結会計期間で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前連結会計年度と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ747百万円増加している。なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報の事業の種類別セグメント情報の（注）4. 会計処理基準等の変更に記載のとおりである。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社横浜銀行及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

中間監査報告書

平成13年12月25日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 佐藤 良二 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第141期事業年度の中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成13年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成13年4月1日から平成13年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、当行（半期報告書提出会社）が提出した半期報告書に綴り込まれた前中間会計期間の中間監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社横浜銀行

頭取 平澤 貞昭 殿

監査法人トーマツ

代表社員 公認会計士 吉田 洋 印
関与社員

関与社員 公認会計士 岸野 勝 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社横浜銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第142期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間監査に当たり当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

会計処理の変更に記載されているとおり、会社は、市場価格のある株式の配当金について、従来配当金の支払を受けた日の属する会計期間に収益計上していたが、当中間会計期間から、各銘柄の配当落ち日（配当権利付き最終売買日の翌日）をもって、前回の配当実績又は公表されている1株当たり予想配当額に基づいて未収配当金を見積もり計上する方法に変更したが、当監査法人は、この変更を市場価格のある株式にかかる受取配当金を、時価評価する会計期間と同一の会計期間で認識し配当落ちによる時価の下落の影響を相殺させることにより、当該株式を保有することによる貸借対照表価額をより合理的に算定するために行ったものであり、正当な理由に基づく変更と認めた。この変更により、前事業年度と同一の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ725百万円増加している。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社横浜銀行の平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。